

(商業動態統計調査)

(第84回サービス統計・企業統計  
部会資料2の再配布)

## 審 査 メ モ

## 1 今回申請された変更について

商業動態統計調査（以下「本調査」という。）は、令和2年（2020年）3月分調査（一部の事項は承認後適用）から、「報告を求める方法（以下「調査方法」という。）」、「調査対象の範囲」、「報告を求める者（以下「報告者」という。）」等について、以下のとおり変更する計画である。

- (1) 調査方法の変更（民間事業者の全面的な活用）
- (2) 調査対象の範囲の変更（卸売業は従業員10人以上の事業所、小売業は従業員5人以上の事業所を対象）
- (3) 報告を求める者の変更（調査対象数、母集団名簿の変更）
- (4) その他

## (1) 調査方法の変更

令和2年（2020年）3月分調査以降、全面的に民間事業者を活用。さらに、調査員調査を廃止し、郵送・オンライン調査に調査方法を一本化することを計画。

## (審査状況)

ア 本調査は、表1のとおり、甲調査、乙調査、丙調査及び丁調査の4つの調査により、実施している。

表1 商業動態統計調査の調査体系

調査名	調査対象
甲調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本標準産業分類の中分類「<u>50 各種商品卸売業</u>」に属する事業所のうち<u>従業員100人以上のもの</u></li> <li>・ 中分類「<u>51 繊維・衣服等卸売業</u>」から「<u>55 その他の卸売業（「細分類5598 代理商、仲立業」を除く。）</u>」までに属する事業所のうち<u>従業員200人以上のもの</u></li> </ul>
乙調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>甲調査の調査対象事業所以外の卸売業</u>に属する事業所</li> <li>・ <u>丙調査の調査対象事業所及び丁調査の調査対象企業の傘下事業所以外の小売業</u>に属する事業所</li> </ul>
丙調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本標準産業分類の中分類「<u>56 各種商品小売業</u>」から「<u>60 その他の小売業</u>」までに属する事業所のうち<u>従業員50人以上のもの（丁調査の対象企業の傘下事業所を除く。）</u>で、次の条件を満たすもの。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本標準産業分類の小分類「<u>561 百貨店、総合スーパー</u>」に属する事業所のうち、<u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用していない事業所</u>であって、かつ、<u>次に掲げる売場面積の事業所</u>（以下「百貨店」という。）。 <ul style="list-style-type: none"> <li>i) 東京都特別区及び政令指定都市については3,000㎡以上</li> <li>ii) 前記i以外の地域については1,500㎡以上</li> </ul> </li> <li>・ <u>売場面積の50%以上についてセルフサービス方式を採用している事業所</u>であって、かつ、<u>売場面積が1,500㎡以上の事業所</u>（以下「スーパー」という。）</li> </ul> </li> </ul>
丁調査	<p><b>【丁1調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<u>5891 コンビニエンスストア（飲食料品を中心とするものに限る）</u>」に属する事業所（企業が自ら経営する事業所及び定型的な約款</p>

<p>による契約に基づく事業所のいずれも含む。)を500店舗以上有する企業。  <b>【丁2調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<b>5931 電気機械器具小売業（中古品を除く）</b>」又は「<b>5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）</b>」に属する<b>事業所で売場面積が500㎡以上の家電専門店を10店舗以上有する企業。</b>  <b>【丁3調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<b>6031 ドラッグストア</b>」に属する<b>事業所を50店舗以上有する企業</b>もしくは<b>ドラッグストアの年間販売額が100億円以上の企業。</b>  <b>【丁4調査】</b>日本標準産業分類の細分類「<b>6091 ホームセンター</b>」に属する<b>事業所を10店舗以上有する企業</b>もしくは<b>ホームセンターの年間販売額が200億円以上の企業。</b></p>
--

イ 本調査は、これまで、表2のとおり、甲及び乙調査は調査員調査（一部オンライン調査）、丙及び丁調査は民間事業者を活用した郵送・オンライン調査により実施していたが、令和2年（2020年）3月分調査から、民間事業者のノウハウやリソースを活用した実査事務の効率化を図るため、全ての調査について民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に一本化する計画である。

表2 調査方法の見直し

調査名	現行計画	変更（案）
甲調査	経済産業省－都道府県－調査員－報告者	経済産業省－民間事業者－報告者 （郵送・オンライン調査）
乙調査	（調査員調査（一部オンライン調査））	
丙調査	経済産業省－民間事業者－報告者	
丁調査	（郵送・オンライン調査）	

（注）前回の平成28年9月分調査からの変更は、従来から郵送・オンライン調査で実施されていた丙調査及び丁調査における民間事業者の活用が中心となっている。

ウ 民間事業者の活用については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）において、郵送・オンライン調査の手法による実査事務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウを有する業務を中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、地方公共団体を經由する統計調査の精査に取り組むこととされている。また、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年各府省統計主管課長等会議申合せ、平成29年改正）に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るなどして、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組むこととされている。

エ このため、基幹統計調査に求められる高い精度の確保と安定的な結果提供の維持を図る観点から、調査対象事業所からの疑義照会に対する適切な対応や調査票の未提出事業所への的確な督促等が重要となる郵送・オンライン調査への一本化や、その実施に民間事業者を全面的に活用する可否について、これまでの先行的な活用実態・効果等を踏まえつつ、慎重かつ十分な検討が必要と考える。

（論点）

<p>a 既に民間事業者を活用している丙調査及び丁調査の実施状況について</p> <p>(a) 「諮問第86号の答申 商業動態統計調査の変更について」（平成28年2月16日付け府統委第35号）において取り組むこととしていた、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえ、民間事業者を活用する際の留意点（①統計</p>
---

の結果精度の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保、④民間事業者の履行能力の確認に沿って、具体的にどのような対応を行ったのか。また、民間事業者の活用の際に特に工夫した点はあったのか（別添資料参照）。

(b) 民間事業者の活用前後で、回収率の低下や調査票の提出の遅れなど、調査の結果精度に影響が生じるような状況はなかったか。仮に、何らかの課題や問題点があった場合、その解決のためどのように対応したのか。

(c) 民間事業者の活用開始後、受託事業者に変更はあったか。仮に、民間事業者の変更があった場合、業務の引継ぎにおいてどのような措置を講じたのか。

**b 今回、民間事業者の活用を開始する甲調査及び乙調査の対応等について**

(a) 今回、調査員調査から郵送・オンライン調査に調査方法を変更する、甲調査及び乙調査については、この調査方法の変更に伴い、どのように調査関係書類を見直す予定か。

(b) 郵送・オンライン調査の実施を担う民間事業者に対しては、先行して民間事業者を活用している丙調査及び丁調査と同様、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」を踏まえつつ、4つの留意点（①統計の結果精度の維持・向上、②報告者の秘密保護、③信頼性の確保、④民間事業者の履行能力の確認）に沿って、どのような対応を行うのか。

(c) 甲調査及び乙調査については、調査員調査として実施しているため、調査対象事業所が営業しているか否かの確認も可能となっているが、郵送・オンライン調査に移行した後、調査対象名簿の適時、適切なメンテナンスはどのように行うのか。

(d) 今回、民間事業者を活用した郵送・オンライン調査に移行する乙調査については、小規模な事業所を対象としていることを踏まえ、上記（b）に加えて、回収率向上方策等として何らかの対応を行うのか。

(e) 今回の甲調査及び乙調査の全面的な民間事業者の活用により、受託する民間事業者の業務量は大幅に増加することとなるが、受託事業者に対する調査の実施や進捗管理等について、どのような対応を行うのか。

(f) 今回の郵送・オンライン調査への一本化、全面的な民間事業者の活用により、どのような効果を期待しているのか。

## (2) 調査対象の範囲の変更

乙調査の調査対象事業所について、卸売業は従業者10人以上の事業所、小売業は従業者5人以上の事業所にそれぞれ変更することを計画

### (審査状況)

ア これまで、本調査のうち、小規模な卸売・小売業を対象とした乙調査では、調査対象事業所の選定に際し、従業者規模による基準は設けていなかったが、本件申請では、乙調査の調査対象について、令和2年(2020年)3月分調査から、卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所として、調査対象の範囲を縮減する計画である。

イ これについては、一般的に、小規模事業所は、事業所数が多い反面、1事業所当たりの売上高が小さい傾向にあることから、調査の効率的な実施という観点からは基本的には適当と考えられるものの、調査結果への影響が懸念される。

ウ このため、今回、調査対象の範囲を一定規模以上の事業所とした理由や、変更による結果への影響分析結果等を、確認する必要がある。

### (論点)

a 本件申請において、調査対象の範囲を、卸売業は従業者10人以上、小売業は従業者5人以上の事業所と設定した理由は何か。また、この変更により、調査結果にどの程度の影響が生じるのか。

b 今回の裾切り基準を設定した際、他の基準との比較・検証を実施しているのか。実施している場合、その結果はどのようなになっているのか。

c 卸売業で従業者10人以上、小売業で従業者5人以上を調査対象とした場合、日本標準産業分類の中分類単位で、以下の項目の全体に占める割合はどうなっているか。

- ・ 事業所数
- ・ 従業者数
- ・ 商品販売額

d 卸売業・小売業において、現在、集計している産業分類単位にみて、結果に差異が生じている産業はないか。仮に該当する産業がある場合、より詳細な産業分類単位に、従業者の裾切りの基準を設定する余地はないか。

### (3) 報告者の見直し

甲調査、乙調査及び丙調査について、調査対象の範囲の見直し（従業者10人以上の事業所、小売業は従業者5人以上）や母集団名簿の変更に伴い、報告者数の変更を計画

#### (審査状況)

ア 本調査は、甲調査、乙調査及び丙調査について、経済センサス - 活動調査を母集団情報として、業種別、従業者規模別に、調査対象事業所（一部の業種・従業者規模においては調査区）を無作為抽出することとしている。

((注) 丁調査は、調査対象業種別に販売額上位の企業を有意抽出)

イ 本件申請では、表2のとおり、母集団情報を更新した上で、平成32年（2020年）3月調査分以降は、調査対象の範囲を、上記（2）のとおり、卸売業は従業者10人以上の事業所、小売業は従業者5人以上に見直した上で、調査対象事業所を無作為抽出することとしている（調査区を無作為抽出する方法は廃止）。

表2 調査対象の見直し

項目		平成27年（2015年） 7月分～（現行計画）	平成29年（2017年） 7月分～	令和2年（2020年） 3月分～
報告者の数	全体	約 18,000 事業所・企業	約 20,000 事業所・企業	約 22,000 事業所・企業
	甲調査	約 800 事業所	約 800 事業所	約 900 事業所
	乙調査	約 13,000 事業所	約 14,300 事業所	約 15,000 事業所
	丙調査	約 4,500 事業所	約 5,100 事業所	約 6,000 事業所
	丁調査	約 150 企業	約 150 企業	約 150 企業
母集団情報		経済センサス - 活動調査	商業統計調査	経済センサス - 活動調査

ウ これらの変更については、活用可能な最新の母集団情報を使用した上で、必要な標本設計を行っているものとは考えられが、乙調査を中心に調査対象事業所数が増加していることから、その理由を確認する必要がある。

エ なお、本調査は、平成29年（2017年）7月分調査から、母集団情報及び調査対象事業所数を変更しているものの、総務大臣への申請手続は行われていない。

このため、本件申請では、現行計画から、まずは、平成26年商業統計調査（経済産業省所管の基幹統計調査であったが、平成26年調査をもって中止）を母集団名簿とした標本設計に変更した後、さらに、令和2年（2020年）3月分調査から、平成28年経済センサス - 活動調査（総務省及び経済産業省共管の基幹統計調査。次回調査は令和3年（2021年）に実施し、その結果は令和5年（2023年）以降活用可能）を母集団情報とした標本設計に再変更を行うことを計画している。

(論点)

**a 平成29年（2017年）7月分調査以降の標本設計について**

- (a) 平成29年（2017年）7月分調査から母集団名簿を変更した理由は何か。（また、変更申請を行わなかった理由は何か。）
- (b) 本調査では、具体的にどのような標本設計（目標精度、業種や従業者規模等の層別区分、全数調査層の設定等）を採用しているのか。また、調査対象事業所の入替えや接続はどのように実施しているのか。
- (c) 産業中分類単位でみた場合、調査対象数はどのようになっているか。また、平成27年（2015年）7月分調査から標本設計を変更した際に、調査対象数は産業中分類単位にどの程度変動しているのか。調査対象数が変動した理由は何か。
- (d) 母集団情報を変更したことによる調査結果への影響について、どのように評価しているのか。

**b 令和2年（2020年）3月分調査以降に関する標本設計について**

- (a) 令和2年（2020年）3月分調査から母集団名簿を、再び変更する理由は何か。
- (b) 前記(a)の変更に伴い、標本設計について、上記aからの変更はあるのか。
- (c) 前記(a)の変更に伴い、産業中分類単位でみた場合、調査対象数はどのように変動する見込みか。
- (d) 本件申請では、調査対象の範囲を、令和2年（2020年）3月分調査以降、一定規模以上の事業所に限定する計画にも関わらず、調査対象数が増加すると見込んでいる理由は何か。
- (e) 最新の母集団名簿を使用するという意味では、事業所母集団データベースの年次フレームを使用することを検討していないのか。また、使用できない理由は何か。

#### (4) その他の変更事項

調査票や報告を求める事項（以下「調査事項」という。）の追加や調査票の提出期限の見直しを計画

#### (審査状況)

ア 本件申請では、令和2年（2020年）3月分調査から、上記（1）～（3）に加えて、以下のとおり、変更を計画している。

- ① 調査事項に法人番号を追加
- ② 令和2年（2020年）3月分調査に、甲調査用の調査票を追加
- ③ 調査方法を郵送・オンライン調査に一本化することに伴い、調査票の提出期限も調査対象月の翌月15日に一本化

イ これらについては、調査結果の有効活用や報告者負担の抑制等の観点から、基本的には適当と考えられるが、更なる改善を図る余地がないか、確認する必要がある。

#### (論点)

##### a 調査票や調査事項の追加について

- ・ 令和2年（2020年）3月分調査において、追加する調査票の内容はどのようなになっているか。また、当該調査票を追加する理由や効果は何か。

##### b 調査票の提出期限について

- ・ 調査票の提出期限について、これまでの調査員調査における提出期限である調査対象月の翌月10日に早め、更なる公表の早期化を図る余地はないか。

## 2 その他の確認事項

### (1)「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」の実施状況について

本件申請に伴う必要的付議事項ではないが、平成30年度に「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」を実施していることから、その実施状況や調査結果、今後の検討方針等について確認。

#### (確認状況)

ア 経済産業省では、これまで、商業分野におけるPOSデータの活用の可能性について、検討を進めており、平成30年度（2018年度）には、家電大型専門店を対象に、POSデータを活用した調査の実施の可能性や調査結果への影響を検証するため、「ビッグデータを活用した商業動態統計調査（試験調査：家電大型専門店）」を実施したところである。

イ ビッグデータの活用については、第Ⅲ期基本計画において、「ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。」とされていることに加え、「統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。」とされている。

ウ このため、これまでの試験調査の実施状況やその検証結果等を確認した上で、今後、どのような方向性で取組を推進するのか、整理することとしたい。

#### (論点)

- a これまでのPOSデータの活用に関する検討状況はどのようになっているか。
- b 平成30年度に実施した試験調査の調査計画の内容や実施状況はどうか。特に、調査対象企業の理解は得られたのか。
- c 試験調査の結果はどのようになっているか。特に、同時期に実施した本調査との結果の比較検証はどうか。
- d 今後の本調査へのPOSデータの活用の可能性の検討は、どの程度進んだのか。活用に当たっての課題を解消することができたのか。また、今後はどのような検討を進めていく方針か。

## (2) 水準の調整について

本件申請に伴う必要的付議事項ではないが、本調査の商品販売額について、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を用いた水準の調整方法について確認。

### (確認状況)

ア 本調査は、これまで、おおむね5年周期で実施されていた商業統計調査の結果をベンチマークとして、毎月の調査結果の伸び率により、毎月の商品販売額の推計を行っている。

イ また、商業分野については、周期的に大規模な構造調査が実施されていることから、経済産業省は、当該調査の結果と本調査の推計結果との間の差異を解消するため、構造統計調査の結果をベンチマークとして、本調査の商品販売額の推計結果の水準を調整する作業を行っていたところである。

ウ しかし、本調査は、平成19年商業統計調査以降は、水準の調整を行っておらず、結果的に、本調査の結果は、平成19年商業統計調査の結果をベンチマークとして水準調整を行なわないまま推計を継続している状況にあり、経済実態との乖離が生じている懸念がある。

エ これについて、経済産業省は、今回、平成28年経済センサス - 活動調査を母集団情報として標本設計を行うことを計画していることから、平成28年経済センサス - 活動調査の結果を元に、本調査の商品販売額の水準を調整することを検討している。

オ これについては、平成28年度（2016年度）の統計委員会横断的課題検討部会新旧データ接続検討ワーキンググループにおいて、データの接続方法について、検討が行われていることから、その検討結果を踏まえつつ、本調査において、どのような調整方法を採用することが適切なのか、確認することとしたい。

### (論点)

#### a 水準の調整方法について

- (a) これまで本調査の水準の調整はどのように行ってきたのか。
- (b) 平成28年度（2016年度）の統計委員会横断的課題検討部会新旧データ接続検討ワーキンググループにおける本調査の検討状況はどのようになっているか。
- (c) 平成19年商業統計調査以降、水準の調整を行っていない理由は何か。水準の調整が困難としていた要因は妥当なものか。

**b 今回の水準の調整方法について**

- (a) 平成28年経済センサス - 活動調査と本調査の調査結果・推計結果との間にはどの程度の差異が生じているのか。
- (b) 今回、本調査の水準の調整を、どのような方法で実施することを検討しているのか。
- (c) これまで水準の調整が困難としていた要因は、解消されたのか。
- (d) 水準調整の方法を変更した場合、今後は、経済センサス - 活動調査に合わせて実施することとなるのか。

**3 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）における「今後の課題」への対応状況について**

本調査については、統計委員会の諮問第86号の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

**○ 調査系統の変更に関する検証等について**

経済産業省は、丙調査及び丁調査に係る民間委託に伴い予定している取組の対応状況及び影響について、結果精度の維持及び回収率確保の観点から、検証を行った上で、必要に応じて、その改善を図る。

**（審査状況）**

上記の課題については、「1（1）調査方法の変更」に係る審議の中で確認することとしたい。

別添 統計委員会諮問第86号の答申（平成28年2月16日付け府統委第35号）に記載された  
民間事業者の活用の際の留意点について予定されている取組

留意点	左記留意点について予定されている取組
① 統計の結果精度の維持・向上	民間事業者に対して、審査や集計上のノウハウ及び留意事項を確実に引き継ぎ、督促や疑義照会等の業務量に応じた機動的な体制整備を求めるとともに、審査については、経済産業省職員が審査実施状況（履歴）を確認した上で、必要に応じて個票審査及びサマリ審査を実施するなどして、審査漏れを防止し、結果精度を維持する。
② 報告者の秘密保護	再委託先を含めた民間事業者には、①業務室の入室制限措置、②調査票やデータ等の保管・持ち出し・運搬・処分等における強固なセキュリティ対策及びその履行状況について報告を求め、その履行が不十分と経済産業省が認める場合には、立入検査を行う。また、業務担当者の守秘義務に関する誓約書等の徴集や教育の実施を求めるなどして秘密保護の徹底を求める。
③ 信頼性の確保	民間委託後も調査票の提出先を引き続き経済産業省として国の調査であることを明確にするるとともに、経済産業省のウェブサイトや調査依頼状等に、民間委託した旨及び民間事業者の名称・連絡先等を記載するほか、十分なセキュリティ対策を講じていることも明記し、報告者の信頼を確保する。
④ 民間事業者の履行能力の確認	受託者の入札に当たっては、総合評価落札方式を採用し、客観的なチェック項目を設けるとともに、仕様書で提出を求める業務計画書のほか、業務を効率的に行う方法を提案させ、それらも十分加味して慎重かつ合理的に履行能力を判断する。